

新型コロナウイルス感染症等に関連する出席停止（公欠）の扱いについて

新型コロナウイルス感染症防止の観点から下記に該当する場合は、出席停止（公欠）とします。該当者は、すみやかに本学へ連絡のうえ、後日、公欠届を学生課に提出してください。

記

1 濃厚接触者として認定された場合

出席停止期間は、原則として感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。ただし、PCR検査等で陰性であった場合は、期間を短縮することができる。

※「濃厚接触者」とは、

- ・新型コロナウイルス感染者や感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内、職場等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者等と接触があった者

2 濃厚接触者として認定されていないが次の自覚症状等がある場合、感染が疑われる場合

出席停止期間は、学生の状態に基づき個別に設定する。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、嗅覚異常のいずれか
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

※「重症化しやすい方」とは、

基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

3 近親者や同居者が自宅待機中である場合、職場やアルバイト先等で感染の可能性がある場合

出席停止期間は、学生の状態に基づき個別に設定する。

4 新型コロナウイルス感染症に関連して、特に事情がある場合

出席停止等の措置・期間は、学生の状態及び相談内容に基づき個別に判断する。

以上

（2021.4.23 付記）

付記1：上記、2もしくは3に該当する場合は、必ず、かかりつけ医等又は受診・相談センターに連絡を取り、検査の受検の必要性について確認すること。その際、電話記録等を必ず作成・保管すること。出席停止期間は、上記医療機関等の判断に基づき、本学で設定します。

付記2：当面の間、通学や必要な用件（例えば就職活動の最終面接等）以外で、県内外を移動することは慎重に対応してください。

やむを得ず緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置の実施地域へ移動する際は、事前に学生課へ届け出てください。出席停止や公欠にはなりません。帰鹿した時から原則7日間は自宅での待機をお願いします。また、上記以外の感染拡大地域についても不要不急の場合を除き往來を自粛してください。

付記3：上記4の新型コロナウイルス感染症に関連した事情として、たとえば「感染への不安」、「自身並びに同居家族への影響」などがあげられる。様々なケースが想定されることから、該当すると考える事情がある場合は、必ず、事前に教務課へ相談してください。なお、事後（欠席後）の申し出は認めません。

新型コロナウイルス感染症対応窓口 学生課：099-220-1112 内線 134, gakuseika * k-kentan.ac.jp メールを送信する際は、上記アドレスの“*”を“@”に変更して送信してください。